

1.9. 特別補償

- ① 当社は第17項①の規定に基づく当社の責任が生ずる場合を問わず、当該旅行企画専門特別補償範囲で定めるところにより、当社が実施する国内専業型企旅行に参加するお客様が命を失つた場合によってその生死、身体に被られた一定の損害につきましては、死亡補償金として、1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円をお支払いします。また所定の身の回り品に損害が被ったときは該損傷額に応じて、1万円～5万円をお支払します。
- ② お客様が旅行企画専門特別補償範囲に含まれない場合、お客様の故意、過失か過失、旅券の法令違反行為、法律に適合するサービス提供の受領、それらの他のものとの抵触に定める品目については補償しません。
- ③ お客様が旅行企画専門特別補償範囲に含まれない場合で、自由行動中のスマートフォン・カード・クーポン券・航空券・その他の機械・ウルトラライト機など搭乗、シティロード・レンタカーなどの地、これらに衝突する危険な運転中の事故によるものであるときは、当社は、本項①の補償金及び見舞金をお支払いしません。
- ④ 当社は第17項①の損害を負うことになったときは、この補償金は当社が負うべき損害補償金の一部（または全部）に充当します。
- ⑤ オプションナラーフランまたは情報提供として可能なスポーツなどを記載する場合は、この場合、当社の旅行企画専門特別補償範囲で規定する損害に対しては同様の規定に基づき損害補償金または見舞金をお支払いします。また、当該オプションナラーフランが解消される当該期間の定めによります。
- ⑥ 当社が旅券・フレットなどで「記載する情報提供」として可能なスポーツなどを記載する場合がございます。この場合、当社の旅行企画専門特別補償範囲に該当する場合は、それ以外の責任は負いません。

2.1. 旅券補償

- ① 当社は、旅券企画専門特別補償範囲に含まれない場合として、別途の多額の料金を收受して当社が実施する旅券企画専門特別補償範囲（以下「旅券企画専門特別補償範囲」といいます）に該当する場合は、旅券企画専門特別補償範囲に該当する損害に対しては、旅券企画専門特別補償範囲の一部として賠償を致します。
- ② 旅券企画専門特別補償範囲に該当する損害が生じた場合は、旅券企画専門特別補償範囲の全額または一部としてお支払いしません。
- ③ 旅券企画専門特別補償範囲に該当する損害が生じた場合は、旅券企画専門特別補償範囲の全額または一部としてお支払いしません。
- ④ 旅券企画専門特別補償範囲に該当する損害が生じた場合は、旅券企画専門特別補償範囲の全額または一部としてお支払いしません。
- ⑤ 旅券企画専門特別補償範囲に該当する損害が生じた場合は、旅券企画専門特別補償範囲の全額または一部としてお支払いしません。
- ⑥ 旅券企画専門特別補償範囲に該当する損害が生じた場合は、旅券企画専門特別補償範囲の全額または一部としてお支払いしません。
- ⑦ 旅券企画専門特別補償範囲に該当する損害が生じた場合は、旅券企画専門特別補償範囲の全額または一部としてお支払いしません。
- ⑧ 旅券企画専門特別補償範囲に該当する損害が生じた場合は、旅券企画専門特別補償範囲の全額または一部としてお支払いしません。

- 注1. 激突表面（最終行程表）が交付された場合には、激突表面（旅券・フレット等）とあるのを、激突表面と読み替えた上でこの表を適用いたします。この場合において、契約書の記載事項と激突表面の記載事項と連絡されなければ、旅券企画専門特別補償範囲の規定または旅券企画専門特別補償範囲の規定に基づいて連絡・宿泊機関などの措置が取れません。
- 注2. 1件につき、連絡機関の場合（乗車券ごとに、宿泊機関ごとに）旅券企画専門特別補償範団の利用料を1件として取扱いいたします。
- 注3. 3または4に該当する旅券企画専門特別補償範団の利用料を1件として取扱いいたします。
- 注4. 4または6もしくは7に該当する旅券企画専門特別補償範団または、1泊につき1件として取扱いいたします。
- 注5. 8に掲げる旅券については1～7の料率を適用せず、8の料率を適用いたします。
- 2.2. 個人情報の取り扱いについて
- 当社及び旅券・フレット等に記載する旅行業者（以下「旅券企画専門特別補償範団」といいます）は、旅行企画専門特別補償範団に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間接的利用させていただくほか、お客様のお申込みいただいた際において連絡・宿泊機関などの措置が取れることで利用させていただきます。
- *その他、当社及び旅券企画専門特別補償範団では、1. 会員登録サービスと連携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、3. アンケートの実施、IV. 特典サービスの選択、V. 結婚資料の作成等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- 2.3. その他
- ① お客様が個人のお宅内・買い物などを旅券企画専門特別補償範団のそれに伴う費用、お客様の経営、疾病などの発生に伴う費用、お客様の不在による荷物の消失・忘れ物回収に伴う費用、別行動者に要した費用がございましたときには、その他の費用につき1件として取扱いいたします。
- ② お客様が旅券企画専門特別補償範団のサービスが中止または運送停止となり、お客様が利用するための手配がございませんときには、お買物の際は、その他の費用をお客様のご負担とさせていただきます。
- ③ 旅券企画専門特別補償範団のサービスが中止または運送停止となり、お客様が利用するための手配がございませんときには、お買物の際は、その他の費用をお客様のご負担とさせていただきます。
- ④ 旅券企画専門特別補償範団のサービスが中止または運送停止となり、お客様が利用するための手配がございませんときには、お買物の際は、その他の費用をお客様のご負担とさせていただきます。
- ⑤ 小料金は旅券企画専門特別補償範団のサービスが中止または運送停止となり、お客様が利用するための手配がございませんときには、お買物の際は、その他の費用をお客様のご負担とさせていただきます。
- ⑥ 旅券企画専門特別補償範団のサービスが中止または運送停止となり、お客様が利用するための手配がございませんときには、お買物の際は、その他の費用をお客様のご負担とさせていただきます。
- ⑦ お客様が旅券企画専門特別補償範団のサービスが中止または運送停止となり、お客様が利用するための手配がございませんときには、お買物の際は、その他の費用をお客様のご負担とさせていただきます。
- ⑧ お客様は、旅券企画専門特別補償範団として行動していただくなさったときは、自由行動期間中を除き、旅行を安全且つ円滑に実施する為に当社が指示していただきます。

2.4. 旅行条件・旅行代金の算定日

旅行企画・実施

近畿日本ツーリスト特約店
株式会社 ジャパンライフルトラベル
大阪府知事登録旅行業②-914号
(社) 全国旅行業協会正会員
総合旅行業務取扱管理者 中谷 浩一

〒558-0013 大阪市住吉区我孫子東2-3-10
TEL: 06-6699-9321
FAX: 06-6699-9263
営業時間: 平日 9:00~18:00
定休日 : 日曜・祝祭日

旅行取扱店（受託旅行業者）